

「やまがた健康企業宣言」事業所に所属する役職員の方は 株式会社荘内銀行の個人向けローンの金利引下げが受けられます

株式会社荘内銀行と全国健康保険協会山形支部は、山形県内における中小企業による健康経営の取組み普及促進に向け、相互に連携・協力して各種支援活動を実施するため平成29年9月1日に覚書を締結いたしました。

本覚書により、「やまがた健康企業宣言」事業に参加する事業所に所属する役職員の個人向けローンについて、以下のとおり金利の引下げが受けられます。

記

1、対象者

「やまがた健康企業宣言」登録事業所に勤務する役職員

2、対象となる商品

- (1) <荘銀>ローン 「ドリームコンシェル」マイカープラン
- (2) <荘銀>ローン 「ドリームコンシェル」学資プラン

3、施策内容

株式会社荘内銀行店頭表示金利より▲0.2%の金利引下げを実施

※審査の結果、上記対象商品をご利用いただけない場合があります。

※金利情勢の大幅な変化があった場合、本金利引下げを中止または条件を変更する場合があります。

4、取扱開始日

平成29年9月19日（火）

以上

株式会社 荘内銀行

全国健康保険協会山形支部